

令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）は、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第8条に規定する令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、補助金の額は、次表の第1欄に定める補助限度額と第2欄に定める補助率の支出額を比較して低い額を限度として交付する。

	1 補助限度額	2 補助率
基本額	① 延べ参加人数が60名以上の場合 800千円	補助対象経費の 1/2以内
	② 延べ参加人数が40名以上59名以下の場合 600千円	
	③ 延べ参加人数が15名以上39名以下の場合 400千円	
加算額	④ 東予・中予・南予地域全てで実施する場合は、基本額に200千円を加算した金額を補助限度額とする。	
	⑤ 上記①～④とは別に、保護者向けの自転車教室等を実施する場合は、更に500千円を加算した金額を補助限度額とする。	

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助事業者)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）を補助金の交付対象者とする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更するとき、又は補助事業の各経費区分の配分を変更しようとするときは、あらかじめ令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金に係る補

助事業の内容(経費の配分)の変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 会長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、会長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の状況報告)

第8条 会長は、必要に応じて、補助事業の遂行状況について、令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第4号)を別に定める期日までに補助事業者提出させることができる。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに令和7年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金精算払請求書(様式第6号)を、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 会長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 13 条 会長は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、令和 7 年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金概算払請求書（様式第 7 号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の目的外使用の禁止)

第 14 条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年以内に、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、令和 7 年度子ども向け自転車教室等開催支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（様式第 8 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。
- 3 会長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を協会に納付させることがある。

(遵守事項)

第 17 条 その他、補助事業者は、実施要領第 4 条に規定する条件を遵守しなければならない。

(補助金の返還等)

第 18 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) この要綱により会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 補助事業の実施について不正行為があったとき

- (5) 補助事業年度の翌年度から起算して5年以内に、補助事業により取得した財産を補助事業により取得した財産を処分したとき

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。

別表

補 助 対 象 経 費

区 分	経費の内容
報償費	講師招へいのための謝金等
旅費	講師招へいのための旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、食糧費、光熱水費、修繕費等 (個人に帰属すべき飲食費は除く)
役務費	通信運搬費、手数料、保険料、点検整備料、郵送・宅配料等
使用料及び賃借料	物品等の借上げ、賃借に要する経費等 (会場使用料、レンタル・リース料等)
委託費	外部への委託に要する経費
備品購入費	設備・機械・備品の購入費等
人件費	自転車教室等で短期に雇用するアルバイトの賃金
その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

ただし、下記の条件を付すものとする。

- 1 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。
- 2 事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とする。
- 3 領収書がない等、使途が不明なものについては、補助の対象にならない。
- 4 補助対象期間内に支払い済みでない経費は対象とならない。